

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
規 則	
◎高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（3件）（経営支援課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（ 〃 ）	3
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	4
○道路の区域変更（道 路 課）	5
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	5
公 告	
○土地改良区の役員の退任（2件）（農業基盤課）	6
○土地改良区の解散の認可（ 〃 ）	6
○土地改良区の清算人の就職（2件）（ 〃 ）	6
○地域森林計画の変更の案の縦覧（4件）（森づくり推進課）	6
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	7
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	7
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	7
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（10・2 掲示）	7
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈 〃 〉	7
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈 〃 〉	7
○政治団体の設立の届出	8

- 政治団体の届出事項の異動の届出 8
- 政治団体の解散の届出 8
- 監査公表
- 定期監査の執行結果（法務文書課ほか） 8

規 則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則をここに公布する。
 令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第61号
高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則
 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）第4条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定による立入検査又は質問をする職員の同条第4項に規定するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

- 附 則**
 （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 （高知県国民生活安定緊急措置法施行細則の廃止）
 - 2 高知県国民生活安定緊急措置法施行細則（平成12年高知県規則第116号）は、廃止する。

別記様式

9.0センチメートル

写真貼り付け箇所	身 分 証 明 書	第 号
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日生	
	有効期限	年 月 日
	上記の者は、国民生活安定緊急措置法第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令第4条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定に基づく立入検査又は質問をする職員であることを証明します。	
	年 月 日発行	
	高知県知事	印

6.0センチメートル

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

国民生活安定緊急措置法 (抜粋)
 (立入検査等)
第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 2・3 略
 4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (地方公共団体が処理する事務等)
第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うことができる。
 2 略
 (罰則)
第34条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
 (1) 略
 (2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 (3) 略
第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令 (抜粋)
 (地方公共団体が処理する事務等)
第4条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。
 (1) 略
 (2) 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が1の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事
 (3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)
 2 略
 3 第1項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。
 4 略

告 示

高知県告示第818号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称及び住所
 ア リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴
 東京都千代田区紀尾井町4番1号
 イ 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス吉田店・セブシーイレブン高知吉田町店
 高知市吉田町305番ほか
 (3) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 (変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 瀬川 大介	東京都江東区東雲一丁目7番12号
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所

リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳 晴	東京都千代田区 紀尾井町4番1 号
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝 幸	東京都千代田区 飯田橋二丁目18 番2号

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については令和2年4月1日、大規模小売店舗を設置する者の住所の変更については同年6月24日

(5) 変更理由

設置者の代表者及び住所の変更のため

2 届出年月日

令和2年9月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第819号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称及び住所
 - ア MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
 - イ 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社チヨダ 代表取締役 澤木 祥二
(変更後) 株式会社チヨダ 代表取締役 杉山 忠雄

(5) 変更年月日

令和2年5月21日

(6) 変更理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年9月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第820号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西野 敏哉
- (2) 届出者の住所
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス神田店
高知市神田1311-1ほか
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰
(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉

(5) 変更年月日

令和2年4月1日

(6) 変更理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年9月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第821号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年12月農林省告示第1657号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第822号

令和元年5月農林水産省告示第145号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1) ア 登記簿記載の住所
高知市上町一丁目4番6号
イ 氏名

<p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分581番地 イ 氏名 筒井 隆元</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分572番地 イ 氏名 筒井 鷹雄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡村清水村下分581番地 イ 氏名 筒井 澄子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村成川537番地ロ イ 氏名 正田 昌睦</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷2201番地1 イ 氏名 戸梶 定満</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡加茂村岩目地分35番邸 イ 氏名 北添 兼吾郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村下分3678番地 イ 氏名 森下 榮侖</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村下分100番邸 イ 氏名 森下 半次</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村下分82番屋敷 イ 氏名 森下 半次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 須崎市多ノ郷甲178番地2 イ 氏名 吉村 重裕</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村下分81番屋敷 イ 氏名 森下 榮侖</p>	<p>(13)ア 登記簿記載の住所 東京都杉並区高円寺北四丁目41番11号 ジニアス高円寺 I 305 イ 氏名 戸梶 武</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 大阪市都島区友楽町一丁目2番7-4号 イ 氏名 西川 絢子</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町四丁目23番25号 イ 氏名 伊東 祐保</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市竹島町115番地 イ 氏名 川島 久子</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙3453番地 イ 氏名 川村 澄子</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1094番地41 イ 氏名 和田 博雄</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1094番地41 イ 氏名 和田 博雄</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江54番屋敷 イ 氏名 和田 幹愛</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3453番地 イ 氏名 川村 金次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和52年10月農林水産省告示第1057号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>	<p>高知県告示第823号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。 令和2年10月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 起業者の名称 安芸市</p> <p>2 事業の種類 安芸市新庁舎建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事</p> <p>3 起業地 (1) 収用の部分 安芸市土居字一ノ坪地内 (2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由 令和2年8月11日に安芸市から申請があった安芸市新庁舎建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。 (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 安芸市新庁舎建設事業（以下「本体事業」という。）は、現在の安芸市庁舎（以下「現庁舎」という。）の狭隘化及び分散化を改善するとともに、現庁舎の耐震性の不足及び老朽化への対応として実施する安芸市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設事業であり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。 また、本体事業の施行に伴い、農業用水路の分断及び付替えが発生するため、従来の機能を維持するための関連事業として実施する農業用水路付替工事は、土地収用法第3条第5号に掲げる「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である安芸市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</p>
---	--	--

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
 現庁舎は、本庁舎として東庁舎、北庁舎、西庁舎、北別館及び地域包括支援センターの5つの施設と出先機関として健康保険センター、水道庁舎等の施設とから構成されており、庁舎の狭隘化、庁舎施設の分散化及び老朽化、バリアフリーへの未対応、南海トラフ地震への対策の不備並びに恒常的な駐車場の不足といった課題があることから、市民サービス及び事務効率の低下、情報セキュリティ上の問題並びに災害対応拠点としての役割を十分に果たせないといった様々な問題を抱えている。
 本件事業は、これらの問題を解消するため、新庁舎を新たに建設するものである。
 本件事業の起業地は、中心市街地から約1.6キロメートル北上した場所で、一部が最大30センチメートル程度の津波浸水予測区域内になるが、隣接する県道等と同じ高さにする盛土造成工事により容易に安全性を確保することができ、また、整備予定の高規格道路のインターチェンジにも近接し、2方向を県道に接するため利便性及びアクセス性に優れている。
 本件事業の実施により整備する新庁舎は、本庁舎及び附属的機能を備える倉庫棟で、庁舎の狭隘化、庁舎施設の分散化及び老朽化を解消し、バリアフリーへの対応と災害対応拠点となる耐震性能とを備えたものとなっている。また、駐車場も十分な広さを確保しており、利用者の利便性の向上を図るものとなっている。
 本件事業は、行政サービスをより一層充実させ、職員の業務の円滑な遂行にも寄与するとともに、災害発生時には、市の災害対応拠点施設として十分な機能を発揮することが期待できるものといえる。
 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
 イ 本件事業の施行により失われる利益について
 本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件事業の性格上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。
 更に、希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）に基づき、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種及び高知県レッドリスト（動物編）又は高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、現地調査の結果、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認

- された場合には、適切な処置を講ずることとしている。
 また、埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地であるため、新庁舎の建設に伴う開発工事に先立って、本件事業の起業地内の試掘を行い、安芸市教育委員会と調整を図り、発掘調査を行うなど、適切な処置を講ずることとしている。
 以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。
 ウ 代替案の検討について
 本件事業の起業地の検討に当たっては、有識者を含んだ検討委員会において、安芸市内の現庁舎敷地を含む4つの候補エリアについて、「災害対策」、「利便性及び庁舎建設の容易さ」及び「まちづくり」の視点による検討を行い、中心市街地から北方に位置する建設予定区域が答申されたものである。その後、この答申を基に市街地への近接性、津波浸水対策区域外であること及び付近の道路整備状況等を考慮した上で、3つの候補区域を選定し、検討の結果、選定された区域内の3候補地について、社会的条件及び技術的条件に加え、それぞれの土地の取得に係る費用等の経済的条件も考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適切であるものと判断された。
 このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。
 エ 比較衡量
 アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。
 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
 (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 ア 事業を早期に施行する必要性
 (3)のアで述べたように、本件事業は、現庁舎が、狭隘化、耐震性の不足及び建物の老朽化により、災害対応拠点としての役割を十分に果たせていない状況にあり、迅速な災害復旧・復興のための拠点としての役割を果たすため、耐震化のみならず津波浸水対策及び地盤液状化対策についても早急に講じることが求められている。
 また、現庁舎を統合することにより、庁舎の狭隘化、庁舎施設の分散化及び老朽化、バリアフリーに対応していない等の課題を解消し、市民の利便性の向上及び職員の事務の効率化につながるものである。
 以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性

- は、高いものと認められる。
 イ 起業地の範囲及び収用の合理性
 本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に止められており、合理的であると認められる。
 したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

- (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。
 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 安芸市役所

高知県告示第824号

- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年10月16日

高知県知事 瀧田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町龍ヶ迫 字ササ谷1918番139 から 幡多郡大月町龍ヶ迫 字ササ谷1918番7ま で	前	4.0 } 6.2	142
	後	4.1 } 11.7	142

高知県告示第825号

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 令和2年10月16日

高知県知事 瀧田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市大桶 字田部	甲1124番 4 甲1124番 4 地先農道水路 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	4.91	32.28	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須崎市中氏土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
理事	谷本 忠志	須崎市池ノ内438番地
〃	宮崎 幹夫	〃 〃 44番地
〃	岡崎 信孝	〃 〃 316番地
〃	谷 和夫	〃 下郷51番地
〃	横山 巖	〃 〃 41番地
〃	市川 隆志	〃 〃 106番地
〃	横山 博昭	〃 〃 331番地
〃	吉岡 文男	〃 下分甲1354番地
〃	金山 純	〃 〃 1499番地
〃	笹岡 啓助	〃 〃 1005番地
〃	高橋 通夫	〃 〃 965番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
理事	渡邊 潤	四万十市入田323番地
〃	横田 邦啓	〃 具同田黒一丁目 7 番32号
〃	北尾 桂子	〃 具同1538番地

〃	繁山眞由美	〃 〃 7788番地イ
〃	夕部富有男	〃 渡川三丁目11番 8 号
〃	杉内 正美	〃 不破上町2082番地 9
〃	上岡 史	〃 不破365番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市中氏土地改良区の解散を令和2年10月5日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、須崎市中氏土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所
谷本 忠志	須崎市池ノ内438番地
宮崎 幹夫	〃 〃 44番地
岡崎 信孝	〃 〃 316番地
谷 和夫	〃 下郷51番地
横山 巖	〃 〃 41番地
市川 隆志	〃 〃 106番地
横山 博昭	〃 〃 331番地
吉岡 文男	〃 下分甲1354番地
金山 純	〃 〃 1499番地
笹岡 啓助	〃 〃 1005番地
高橋 通夫	〃 〃 965番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所
渡邊 潤	四万十市入田323番地
横田 邦啓	〃 具同田黒一丁目 7 番32号
北尾 桂子	〃 具同1538番地

繁山眞由美	〃 〃 7788番地イ
夕部富有男	〃 渡川三丁目11番 8 号
杉内 正美	〃 不破上町2082番地 9
上岡 史	〃 不破365番地

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和2年10月16日から同年11月13日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び関係市役所
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和2年10月16日から同年11月13日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及

び関係町村役場

3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和2年10月16日から同年11月13日まで

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき
地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定
により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に
供する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及
び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和2年10月16日から同年11月13日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ
り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和2年8月17日 2高東土第30-5号	香南市野市町大谷字 前田448番1ほか3 筆	高知市梅ノ辻1番 1号 有限会社みつわ住 宅 代表取締役 松本 祐一

人事委員会規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任
する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月16日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長
に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任

する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第21号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第17号中「短縮及び育児又は介護の場合の」を「短縮等
及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

高知県人事委員会訓令第6号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する
訓令を次のように定める。

令和2年10月16日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改
正する訓令

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程(昭和45年12月高
知県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

第3条第1項第4号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を
加える。

(5) 保存文書の閲覧に関すること。
(6) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第45条
第2項の規定による災害の認定に係る任命権者の意見に関する
こと。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第
1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 委員会で決定された事項の告示、公告その他具体的な実
施に関すること。

第3条第2項第2号中「課長」を「次長及び課長」に改め、同
項第3号中「課長」を「次長及び課長」に、「短縮及び育児又は
介護の場合の」を「短縮等及び」に改め、「、時間外勤務命令及
び休日勤務命令、時間外勤務代休時間の指定及び実績確認」を削
り、同項第21号を同項第23号とし、同項第16号から第20号までを
2号ずつ繰り下げ、同項第15号中「第12号ア及びイ」を「第14号
ア及びイ」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号中「第12
号ア及びイ」を「第14号ア及びイ」に、「及び経費支出伺」を
「、経費支出伺及び債務負担行為」に改め、同号を同項第16号と
し、同項第5号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号
中「課長」を「次長及び課長」に改め、同号を同項第6号とし、
同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 課長の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに時間外勤
務代休時間の指定及び実績確認に関すること。

(5) 次長の管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関するこ

と。

第4条第2号中「短縮及び育児又は介護の場合の」を「短縮等
及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ
く高知県の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定
に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50
分の1の数は、12,089人である。

令和2年10月2日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ
く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高
知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知
県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解
職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和
31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員
会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者
の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万
に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,402人であ
る。

令和2年10月2日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ
く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における
選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年10月2日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,077人
室戸市・東洋町選挙区	4,612人
安芸市・芸西村選挙区	6,028人
南国市選挙区	13,175人
土佐市選挙区	7,621人
須崎市選挙区	6,065人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,683人
土佐清水市選挙区	3,954人
四万十市選挙区	9,565人
香南市選挙区	9,297人
香美市選挙区	7,472人

奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,095人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,320人
吾川郡選挙区	8,121人
中土佐町・榑原町・津野町・四万十町選挙区	9,468人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,710人
黒潮町選挙区	3,210人

高知県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松本敏郎後援会	金子 繁昌	浜村 文	幡多郡黒潮町御坊畑846番地	令2・9・17

高知県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県ときわ支部（山口 雅弘）	中西 康弘	異動なし	異動なし	令2・7・10
新		山口 雅弘			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区	名称	代表者の	会計責任	主たる事	異動
---	----	------	------	------	----

分	（代表者の氏名）	氏名	者の氏名	務所の所在地	年月日
旧	野村満久後援会（野村 満久）	異動なし	異動なし	幡多郡大月町春道569	令2・9・12
新				幡多郡大月町春道886	

高知県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党高知県総支部連合会	長尾 和明	令2・9・11
国民民主党高知県第1区総支部	長尾 和明	令2・9・11
国民民主党高知県第2区総支部	長尾 和明	令2・9・11
立憲民主党高知県連合	武内 則男	令2・9・14

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

高知県監査委員 今城 誠司
 同 西内 隆純
 同 奥村 陽子
 同 植田 茂

第1 監査の実施

令和2年度の監査対象機関234機関のうち本庁の109機関に対して、令和2年7月20日から同年8月31日まで定期監査を実施した。

監査実施機関			
○知事部局 90機関			
総務部	13	商工労働部	6
危機管理部	3	観光振興部	4
健康政策部	6	農業振興部	9
地域福祉部	7	林業振興・環境部	8
文化生活スポーツ部	7	水産振興部	5
産業振興推進部	4	土木部	13
中山間振興・交通部	3	会計管理局	2
○公営企業局 2機関			
○教育委員会事務局 12機関			
○警察本部 1機関			
○その他の機関 4機関			
合計		109機関	

第2 監査の結果

1 総括

今回監査を実施した本庁の109機関のうち73機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計151件認められた。

令和元年度と比較して件数が減少したのは43機関、増加したのは41機関で、2年連続で適正に事務が行われていたのは10機関にとどまっている。

なお、実施機関別の件数等は、別表1のとおりである。

不適切な事務処理の内訳は、「強く改善を求める事項」が昨年度から9件増の30件、それ以外の「改善を求める事項」が10件減の121件である。

事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項

<p>の件数は、支出事務が65件と最も多く、次いで契約事務が52件となっている。事務区分別の件数及び主な事例は、別表2のとおりである。</p> <p>2 強く改善を求める事項</p> <p>強く改善を求める事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 法務文書課 令和元年度の広報等(印刷物作成)委託業務の請書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>イ 人事課 令和元年度において、災害支援のために派遣されていた職員が駐車場代等を立替払で支出していた。(支出事務)</p> <p>ウ 財政課 令和元年5月の県債引受手数料等の支出負担行為が遅延していた。(支出事務)</p> <p>(2) 危機管理部危機管理・防災課 以下の工事において、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領に基づく誓約書の提出がなく、契約を締結したものとして取り扱われるべき業者と契約を締結していた。(契約事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部(中央西)設備改修工事 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部(幡多)設備改修工事 <p>(3) 健康政策部食品・衛生課 令和2年度の高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金において、連動する国の交付要綱の改定から2か月遅れた6月1日に要綱を改定し、補助対象期間を4月1日に遡及していた。 また、事業者への交付決定が遅延していた。(支出事務)</p> <p>(4) 地域福祉部</p> <p>ア 地域福祉政策課 令和元年度の高知県福祉・介護人材キャリアパス支援事業費補助金において、補助基準額を上回る会場借り上げ料を補助対象経費として補助金を交付していた。(支出事務)</p> <p>イ 児童家庭課 (ア) 令和元年度高知県就労体験講習委託業務契約の2回目の変更契約において、1回目の変更契約書の日付に遡及して作成した上で、1回目の変更契約書を破棄し、差替えを行っていた。(契約事務)</p> <p>(イ) 令和元年度のひとり親家庭等福祉のしおり作成</p>	<p>等委託業務に係る変更請書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(5) 文化生活スポーツ部</p> <p>ア 文化振興課 (ア) 令和元年度のカーニバル00in高知実行委員会への負担金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を事前に受けず、事業終了後に交付決定額の増額変更を行っていた。(支出事務)</p> <p>(イ) プリペイドカード(ですか)の管理において、令和元年度及び令和2年度の郵便切手類等出納簿を作成していなかった。(財産・物品管理事務)</p> <p>イ まんが王国土佐推進課 令和元年度のフルカラー複写サービス契約において、契約書を作成しなければならない長期継続契約にもかかわらず、長期継続契約に係る特約事項のない請書により処理していた。(契約事務)</p> <p>ウ スポーツ課 令和元年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金において、交付決定が遅延していた。(支出事務)</p> <p>(6) 産業振興推進部産学官民連携・起業推進課 令和元年度の高知県創業支援事業費補助金において、補助金額の算定根拠に誤りのある補助金交付申請書を修正させることなく、補助金交付決定通知を行っていた。 また、補助金額の算定根拠に誤りのある実績報告書を修正させることなく、補助金事業の検査を行い、補助金額を確定していた。 このほか、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていなかった。(支出事務)</p> <p>(7) 中山間振興・交通部中山間地域対策課 令和元年度の高知県中山間地域生活支援総合補助金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていないもの、事業実施期間延長届の提出を受けていないものや遅延しているものがあつた。(支出事務)</p> <p>(8) 商工労働部雇用労働政策課 ア 令和元年度及び令和2年度の高知県職業能力開発協会補助金において、交付決定が遅延していた。(支出事務)</p> <p>イ 令和元年度の中村高等技術学校学科教室空調整備機械設備工事請負契約変更契約書において、「契約期間の変更」に関する条文を設けていなかった。(契約事務)</p> <p>(9) 観光振興部観光政策課 平成18年度に売却済みの土地について、民間企業と貸付契約を締結し、令和元年度まで毎年、使用料を徴収していた。(財産・物品管理事務)</p>	<p>(10) 農業振興部</p> <p>ア 農業政策課 令和元年度の年度末に常時資金を精算するに当たり、返納通知書の作成が遅れたため、精算が遅延していた。 また、第2四半期分の常時資金残高報告書の提出が遅延していた。(支出事務)</p> <p>イ 農業イノベーション推進課 以下の補助金において、実績報告書の提出が遅延していた。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の高知県環境制御技術高度化事業費補助金 令和元年度の高知県産地パワーアップ事業費補助金 <p>(11) 林業振興・環境部</p> <p>ア 新エネルギー推進課 令和元年度の新エネルギー理解促進パンフレット作成委託業務契約書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>イ 環境共生課 令和2年度の高知県立牧野植物園の管理運営に関する年度協定書に事業計画書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(12) 水産振興部水産流通課</p> <p>ア 平成30年度に開催した公募型プロポーザル審査委員会の審査委員への報償費を令和元年7月に支出していた。(支出事務)</p> <p>イ 令和元年度水産物消費拡大事業委託業務において、契約書に添付すべき仕様書の一部を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(13) 土木部</p> <p>ア 住宅課 令和2年度の目的外使用料(継続分)について、年度当初に行うべき収入調定を7月に行っていた。(収入事務)</p> <p>イ 港湾・海岸課 令和元年度の下田潮位観測局観測装置修繕工事において、請書に必要な仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>(14) 公営企業局電気工水課 令和元年度の甬喜ヶ峰風力発電所油圧ユニット不具合対応に係る随意契約において、契約書を作成する必要がある契約であるにもかかわらず契約書を作成していなかった。(契約事務)</p> <p>(15) 教育委員会事務局</p>
--	---	--

<p>ア 幼保支援課 以下の補助金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていないものがあった。 (支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度高知県多子世帯保育料軽減事業費補助金 平成31年度高知県幼保団体等研修推進事業費補助金 平成31年度高知県産休等代替職員雇用事業費補助金 令和元年度高知県子ども・子育て支援事業費補助金 令和元年度高知県保育サービス等推進総合補助金 <p>イ 高等学校課 平成31年度産業・理科教育教員派遣研修における派遣者負担金の支出負担行為が遅延していた。 (支出事務)</p> <p>ウ 保健体育課 以下の事業委託において、検査が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年度（第67回）高知県定時制通信制高等学校体育大会運営事業委託 2019年度（第72回）高知県高等学校体育大会運営事業委託 <p>また、2019年度（第67回）高知県定時制通信制高等学校体育大会運営事業委託において、支出負担行為（変更）が遅延していた。(契約事務)</p> <p>(16) 警察本部 令和元年度の高知南警察署鴨田交番新築主体工事契約書において、金抜き設計書及び特記仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適切な事務処理である。</p> <p>第3 意見 不適切な事務処理は、例えば補助金事務の決裁において書類の不備を見過ごしていた事例のように上司等のチェック不足によるものや、執行管理が不十分なことを原因とするものが最も多く、次いで失念、知識不足等を原因とするものが多かった。また、昨年度と同様の誤りを繰り返す機関も見られた。</p> <p>各機関においては、担当者は常に必要な知識等の習得に努め、法令等にとった事務処理を徹底する必要がある。また、上司は業務全体を把握し、事務が適切な時期に行われているか進捗管理をするとともに、漫然と決裁を行うことなく、誤りがないか精査するという認識を改めて持つべきである。</p>	<p>支出事務の立替払について、昨年度に引き続き本年度も同様の事例が認められた。今後、このような不適切な事例が発生しないよう、改めて職員に立替払が認められていないことを周知徹底するとともに、資金前渡を活用した適切な支払方法を検討するべきである。</p> <p>また、収入事務において、相手方から県の口座に直接入金される際に、納入通知書を送付していない事例が多数見受けられた。これは、事務処理の知識不足によるものであるが、全庁的に発生しており、使用されない納入通知書を送付することに課題があると考えているため、各機関の「改善を求める事項」の件数には含めていない。このことについては、事務の簡素化などの観点から見直しを検討するべきである。</p> <p>今回の定期監査の結果も踏まえ、どこにリスクがあり、どうすれば不適切な事務処理の未然防止につながるのかを検討し、内部統制のPDCAを機能させることを期待する。</p>	
---	---	--

別表1（実施機関別）

（ ）：強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
知事部局												
総務部	2	7 (2)	5 (1)	1	1					16 (3)	23 (6)	△ 7
秘書課										1		△ 1
政策企画課	1	1	1		1					4	1	3
広報広聴課		1	1							2	1	1
法務文書課			2 (1)							2 (1)	3 (1)	△ 1
行政管理課		1								1		1
人事課		2 (1)								2 (1)		2
職員厚生課											1	△ 1
財政課		1 (1)								1 (1)	4 (1)	△ 3
税務課											2	△ 2
市町村振興課											8 (4)	△ 8
情報政策課												
統計分析課												
管財課	1	1	1	1						4	2	2
危機管理部		2	2 (1)							4 (1)	8 (1)	△ 4
危機管理・防災課			2 (1)							2 (1)		2
南海トラフ地震対策課											3	△ 3
消防政策課		2								2	5 (1)	△ 3
健康政策部	1	4 (1)	7							12 (1)	8	4
健康長寿政策課	1		4							5	2	3
医療政策課		1								1	1	
医事業務課											1	△ 1
国民健康保険課		1								1	1	
健康対策課		1	2							3	3	
食品・衛生課		1 (1)	1							2 (1)		2
地域福祉部	2	4 (1)	6 (2)							12 (3)	8	4
地域福祉政策課		3 (1)								3 (1)		3
高齢者福祉課			1							1	1	
障害福祉課	1									1	4	△ 3
障害保健支援課			1							1	1	
児童家庭課	1	1	3 (2)							5 (2)		5
少子対策課			1							1	1	
福祉指導課											1	△ 1

（ ）：強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考		
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減	
文化生活スポーツ部		5 (2)	2 (1)	3 (1)	2			1			13 (4)	7	6
文化振興課		1 (1)		2 (1)							3 (2)	1	2
まんが王国土佐推進課			1 (1)				1				2 (1)	2	
国際交流課													
県民生活・男女共同参画課	1	1	1	2							5	1	4
私学・大学支援課												1	△ 1
人権課		1									1		1
スポーツ課		2 (1)									2 (1)	2	
産業振興推進部	1	2 (1)			1	1					5 (1)	4	1
計画推進課					1						1	3	△ 2
産学官民連携・起業推進課	1	1 (1)									2 (1)	1	1
地産地消・外商課													
移住促進課		1				1					2		2
中山間振興・交通部		2 (1)	1								3 (1)	5	△ 2
中山間地域対策課		1 (1)	1								2 (1)	3	△ 1
鳥獣対策課													
交通運輸政策課		1									1	2	△ 1
商工労働部	2	7 (1)	2 (1)		1						12 (2)	8 (1)	4
商工政策課		1	1								2	1	1
産業創造課	1	1			1						3		3
工業振興課												3	△ 3
経営支援課	1	3									4	1	3
企業立地課		1									1		1
雇用労働政策課		1 (1)	1 (1)								2 (2)	3 (1)	△ 1
観光振興部			3	2 (1)		1	1				7 (1)	5 (1)	2
観光政策課			1	2 (1)		1	1				5 (1)	4	1
国際観光課													
地域観光課												1 (1)	△ 1
おもてなし課			2								2		2
農業振興部	1	8 (2)	4		1						14 (2)	9 (1)	5
農業政策課		2 (1)									2 (1)		2
農業担い手支援課			1								1		1
協同組合指導課			1								1		1
環境農業推進課			1								1	2	△ 1
農業イノベーション推進課		3 (1)	1								4 (1)	2	2
農産物マーケティング戦略課		1									1	1 (1)	
畜産振興課		1									1	2	△ 1
農業基盤課	1	1			1						3		3
競馬対策課												2	△ 2

() : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
林業振興・環境部			3 (2)			1				4 (2)	5	△ 1
林業環境政策課												
森づくり推進課											1	△ 1
木材増産推進課												
木材産業振興課						1				1		1
治山林道課			1							1		1
新エネルギー推進課			1 (1)							1 (1)		1
環境共生課			1 (1)							1 (1)	2	△ 1
環境対策課											2	△ 2
水産振興部		6 (1)	2 (1)		1					9 (2)	7	2
水産政策課		1								1	1	
漁業管理課		1	1							2	4	△ 2
漁業振興課		2								2	1	1
水産流通課		1 (1)	1 (1)		1					3 (2)	1	2
漁港漁場課		1								1		1
土木部	2 (1)	5	3 (1)							10 (2)	27 (3)	△ 17
土木政策課			1							1	3	△ 2
技術管理課											1	△ 1
用地対策課											1	△ 1
河川課											1	△ 1
防災砂防課			1							1	3	△ 2
道路課											1	△ 1
都市計画課											1	△ 1
公園下水道課											2	△ 2
住宅課	2 (1)	3								5 (1)	3	2
建築指導課											4 (1)	△ 4
建築課											2	△ 2
港湾振興課											4 (2)	△ 4
港湾・海岸課	2		1 (1)							3 (1)	1	2
会計管理局										0	1	△ 1
会計管理課												
総務事務センター											1	△ 1

() : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									参考		
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
公営企業局		1	3 (1)							4 (1)	2	2
電気工水課			2 (1)							2 (1)	2	
県立病院課		1	1							2		2
教育委員会事務局	2	9 (2)	6 (1)	3						20 (3)	19 (5)	1
教育政策課		1								1	1	
教職員・福利課	1	1	1							3		3
学校安全対策課		1								1		1
幼保支援課		2 (1)		1						3 (1)	3 (1)	
小中学校課											2 (1)	△ 2
高等学校課		2 (1)								2 (1)	2	
高等学校振興課	1									1	3	△ 2
特別支援教育課											1 (1)	△ 1
生涯学習課		1								1	3 (1)	△ 2
文化財課			3	1						4	2	2
保健体育課			2 (1)							2 (1)		2
人権教育・児童生徒課		1		1						2	2 (1)	
警察本部		1	2 (1)							3 (1)	5 (3)	△ 2
議事事務局												
監査委員事務局		2								2		2
人事委員会事務局			1							1		1
労働委員会事務局											1	△ 1
計	13 (1)	65 (14)	52 (13)	9 (2)	7	3	2			151 (30)	152 (21)	△ 1

別表2（事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項）

事務区分	強く改善を 求める事項	改善を求め る事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
収入事務	1	12	13	8.6	・収入調定の遅延 ・収入調定書の不備 ・収納現金の払込遅延 等
支出事務	14	51	65	43.0	・立替払 ・補助金の交付決定の遅延 ・補助金交付要綱で定めた変更に係る申請書類等の 受領漏れ ・支出負担行為の遅延 等
契約事務	13	39	52	34.4	・契約書等の不備（仕様書添付漏れ、遅延利息等の 誤り） ・契約書の作成漏れ ・契約変更手続の遅延、誤り ・契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領 漏れ 等
財産・物品管理事務	2	7	9	6.0	・売却済みの土地について貸付契約を締結し使用料 を徴収 ・郵便切手類等出納簿の作成漏れ、記帳漏れ、記載誤 り 等
服務管理事務	0	7	7	4.6	・会計年度任用職員の休暇の付与日数誤り ・旅費不支給の旅行の出勤簿への出張表示漏れ 等
給与・旅費支給事務	0	3	3	2.0	・食糧費等と旅費との調整漏れ
庶務関係事務	0	2	2	1.3	・自家用車登録簿の更新漏れ ・不適切な公印管理
その他事務	0	0	0	0.0	
計	30	121	151	100.0	109機関のうち73機関
参考（令和元年度）	21	131	152	—	110機関のうち74機関

注 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は100.0にはならない。